

日本産業規格

令和5年6月1日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和5年6月1日

厚生労働大臣 加藤 勝信

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

人工心肺用熱交換器	T 1 7 0 4
血液成分分離バッグ	T 3 2 1 7
滅菌済み採血用針	T 3 2 2 0
単回使用ポート用針	T 3 2 2 1
滅菌済み翼付針	T 3 2 2 2
未しょう（梢）血管用滅菌済み留置針	T 3 2 2 3
人工肺	T 3 2 3 0
人工心肺回路用貯血槽	T 3 2 3 1
人工心肺回路用血液フィルタ	T 3 2 3 2
真空採血管	T 3 2 3 3
硬膜外麻酔用カテーテル	T 3 2 5 8
硬膜外針	T 3 3 0 4
神経ブロック針	T 3 3 0 6
脊髄くも膜下麻酔針	T 3 3 0 8
単回使用静脈ライン用マンメータセット	T 3 3 2 4

（内容省略）

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。